建築解体工事特記仕様書

工事名称	平成23年度
工事場所	
工事概要	構　造： 階　数： 敷地面積： 建築面積： 延床面積： 工事概要：
工事範囲	
提出書類	長野県建築工事の手引き【最新版】に基づき作成する. ※ 提出物・提出部数については監督職員と協議すること。 ※ 廃棄物等処理報告書は種類ごとの集計表を添付する。また添付するマニュフェストの写しはＡ票及びＥ票とし、種類ごと最初と最終はＡ票、B-2票、Ｄ票、Ｅ票を添付すること。

建築工事仕様

1．共通仕様

（１）図面及び特記仕様に記載されていない事項は以下に依るものとする。

⊙ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」最新版

⊙ 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書・同解説」最新版

⊙ 印の付かない場合は、※印の付いたものを摘要する。

2．特記仕様

（１）項目は、番号に○印の付いたものを摘要する。

（２）特記事項は、　○印の付いたものを摘要する。

○印の付付かない場合は、※印の付いたものを摘要する。

○印と※印の付いた場合は、共に摘要する。

一般共通事項

項目	特記事項
① 施工基準	※ 本工事は工事請負契約書及び約款を遵守し、本特記仕様書及び建設リサイクル法により完全に施工すること。
② 工事カルテ	○ 請負者は、受注時、変更時、完成時の各時点において「工事カルテ」を作成し、監督員の承認を受け、それをコリンズに登録すると共に「工事カルテ受諾書」の写しを監督員に提出する。
③ 工事写真	※ 着工前、各工程における作業状況、解体材の分別状況、各工程の完了時について、施工計画書に基づき撮影する。
④ 技術管理	※「建設業法」に基づく主任技術者または、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という）に基づく技術管理者を選任し、現場に常駐させ、技術管理に当たること。
⑤ 現場管理	※ 関連工事（　・ 有　　※ 無　）
6 下請業者の選定	
⑦ 施工計画書の提出	※ 工事着手前に施工計画書を作成し、「分別解体等の計画書」を提出して監督員の承認を受ける。
⑧ 建築物除却届	○ 工事着手に先立ち、建築基準法第15条第1項の規定による「建築物除却届」を関係機関に提出する。
⑨ 解体工事の通知書等の提出	○ 建設リサイクル法第11条の規定による説明書及び通知書を作成し、監督員に提出する。 ○ 上記通知書の各事項について、下請業者に告知書により徹底させること。
⑩ 再資源化等	※「建設リサイクル法」「建設副産物の手引き」等を遵守し、建設廃棄物の再資源化を推進すること。
⑪ 再資源化等完了	※ 請負業者は、建設廃棄物の再資源化等を適切に行うよう、下請業者を指導すること。
⑫ 下請業者の指導報告と記録	※ 廃棄物の再資源化等が完了した時には、建設リサイクル法第18条第1項の規定により、監督職員に書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況等に関して記録を作成し保存するものとする。
⑬ 廃棄物の処理	※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」を遵守し、マニュフェストシステムにより適切に処理すること。
⑭ 環境・安全対策	※ 過積載等の違法運行の防止を図るとともに、道路交通法遵守を、下請業者に徹底すること。 ※ 工事着手前に付近の状況を調査し、環境保全並びに安全対策に配慮し、工事を行うこと。 ※ 工事に当たり、騒音、振動、ほこりの発生、土壌・排水汚染等がないよう、万全の対策を
⑮ 隣接工作物調査等	※ 工事の着手前、完了後に周辺の事前・事後調査を行い、工事に起因する損傷等の有無を確認し、報告すること。
⑯ 保険等	※ 請負者は工事内容に応じた建設工事保険等を附するものとする。 （建設工事保険、請負業者賠償責任保険は解体作業開始日から工期末日まで加入すること）
⑰ 関係法令等の遵守	※ 請負者は工事に伴う道路占用許可、環境（騒音、振動、埃等）対策に係る諸申請等関係法令に照らし、必要と思われる手続きを行い、工事を遅滞なく完了させること。
⑱ 交通整理員の配置	※ 必要に応じ交通整理員を配し、通口車輌、通行者の安全を確保する。
⑲ 標識の掲示	※ 建設業法第40条及び建設リサイクル法第33条に規定する標識を掲示すること。

仮設工事等

項目	特記事項
① 監督員事務所	・ 設ける（規模　　㎡程度、備品　　）　○ 設けない
② 仮囲い等	○ 出入口には関係者以外の進入禁止措置をすること ○ 設ける（位置、延長などは図示） ○ 万能鋼板（H=3.0m）　・ 波板鉄板（H=　） ・ 単管シート（H=　）　・ 防音シート（H=　）　・ 防音パネル（H=　） ○ キャスターゲート（W=3.0m　H=1.8m)x2箇所　・ シートゲート（W=　m　H=　m）
3 騒音･防塵等の対策	・ 設ける（適用範囲、高さ等は図示）　仮囲いのシートで兼用する ・ 防音パネル　・ 防音シート
④ 交通誘導員	○ 現場稼働時及び監督員の指示による
⑤ 監督職員事務所	・ 設ける（規模　　㎡程度）　○ 設けない
⑥ 工事掲示板	・ 営繕工事における工事及びコスト表示要領により設置する ○ 工事表示板　　枚　・事業コスト表示板　　枚 ※ 建設リサイクル法による標識を設置する
⑦ 工事用水及び電力	構内既存の施設　※ 利用できる（※ 有償　・ 無償）　○ 利用できない
⑧ 足場等	内部足場　○ 脚立、足場板等 外部足場　・ A種　・ B種　・ C種　・ D種　・ 設けない 防護シート　・ 設ける(・防音シート　・その他）　・設けない　・仮囲いのシートで兼用する 材料運搬　・ A種　・ B種　・ C種　※ D種　・ E種 枠組足場を設ける場合は､｢手摺先行方法に関するガイドライン｣により、設置は手摺先行工法による。
⑨ その他	※　火災防止に配慮し、火元責任者を配すること。 ・ 窒素・アセチレン・軽油等の危険物は所定の位置に施錠できる小屋に保管すること。 ・ 作業通路は指定通路表示を行い、足場等の堅固なもので頭上の保護を行うこと。 ○ 建物周辺は、粉塵防止や火災発生に備えて散水を行うこと。

解体工事

項目	特記事項
① 工事範囲	※ 解体建築物（既存物を除く）及び工作物等は、地盤面下基礎部分を含め撤去すること。 ○ 捨てコンクリート、砕石の撤去　・ 杭の撤去 ○ 樹木の伐採伐根及び移植 ○ 設計図書については詳細を示すものでないので、工事着手前に調査を行い、現場の状況を充分把握し、設計書に明記なき事項であっても請負金額の範囲内で解体すること。（内外備品等を含む） ※ 解体撤去後の敷地は、埋戻し・転圧を行い、水勾配を考慮し、平坦に敷き均し整地すること。 ※ 敷地北側・西側の雨水処理用盛土・転圧及び砕石敷きとする。転圧範囲は図示による。
② 分別解体	※ 請負者は建設リサイクル法第9条の規定に従い、分別解体すること。 ○ 特定建設資材廃棄物以外　（○ 分別解体を行う　○ 分別処分する） ※　分別処理する建設廃棄物の種類 ○ 廃プラスチック　○ 石膏ボード　○ サッシ　○ アスベスト　○ 金属くず ○ 建設汚泥　○ 紙くず　○ 建設発生木材（伐採木･除根材など）　○ 建設混合廃棄物
③ 使用機械	※ 建設機械は原則として、排ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用するものとする。 ○ 現場内で使用する重機等は、解体建築物の位置及び規模に応じた機種及び規格のものを選定すること。
④ 場内管理	※ 解体により発生した廃棄物は、敷地内で焼却又は埋め立ててはならない。 ※ 粉塵の飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適宜散水や粉塵発生源を覆う等、環境対策に万全を期すこと。
⑤ 近隣に対する周知	○ 工事に先立ち、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。
⑥ 埋設管等の処置	※ 地中埋設管（給水管、排水管、ガス管等）については、監督員の指示による。 ○ 解体図参照（プラグ止め等の処置が必要な場合は行う） ○ 官公庁への申請手続きは本工事の範囲による。
⑦ 電柱及び引込み線・ガス及び水道	○ 電柱・引込み線及びメーターの撤去については、申請業務以外は中部電力の工事範囲とする。 ○ 中電柱：　・ 有線柱　○ NTT配線 ○ 水道及びガスについては、申請業務を含め本工事の範囲内とする。
8 その他	※ 解体工事に先立ち、アスベストの有無を調査し、監督員に報告すること。

再資源化等

項目	特記事項
① 再資源化促進	※ 建設リサイクル法第16条により再資源化等を実施すること。 ※ 混合廃棄物については、選別等を行う中間処理施設を活用し、再資源化の促進に努めること。 ※ 特別管理産業廃棄物（CCA処理木材、飛散性アスベスト、PCB含有廃棄物）は、監督員と協議し適宜処理すること。 ・ 施工に先立ち解体工事を行う建材について検体を採取し、第三者機関による石綿含有有無を調査し、速やかに監督員に報告すること。
② その他	○ 検査の結果、石綿含有が確認され、かつ解体に伴い石綿粉塵が飛散する恐れのある場合には、適切な処置を行うこと。

※ 建築士事務所協会佐久支部賛助会員名簿　（一般社団法人）長野県建築士事務所協会佐久支部監修

会社名	TEL・FAX	ＰＲ又は取扱商品　○印は本設計に採用商品です。
アルファーランバー㈱	TEL 0267-82-5600 FAX 0267-82-5720	木材からサッシ、水廻りと住まいに関する商品を取り扱い、お施主様が安心できる住まい造りのサポートもさせて頂いております。
㈱ 角藤 東北信支店	TEL 026-233-0101 FAX 026-233-0106	・ 杭工事 ・ 地盤改良工事 ・ ベースパック ・ 地中熱 ・ 鋼製建具 ・ 屋根工事 ・ アスロック ・ イソバンド ・ 外断熱工事
㈱ カネト	TEL 0267-92-2501 FAX 0267-92-2509	佐久・軽井沢・上田・長野に４店舗を構え、建築資材・自然素材 ・サッシ・設備機器・太陽光発電システム等を販売する総合商社です。
㈱ オークサ・マテックス	TEL 0267-62-2346 FAX 0267-62-2008	弊社は商品・技術・設備を一体化した建築資材の総合商社であり 社会環境の構築及び環境保護に貢献致します。
東信生コン事業共同組合	TEL 0267-24-3500 FAX 0267-24-3501	「コンクリートは人命を守る」を常に頭に置き、益々品室管理の 要求される生コンクリートの共同販売事業を行っております。
富国物産㈱佐久支店	TEL 0267-67-7551 FAX 0267-67-7555	建築資材販売（住宅・ビル用建材、設備機器）　専門工事（外壁 ・屋根・基礎杭・太陽光発電等）外壁サイディングプレカット事業
ミヤモリ㈱	TEL 0267-68-0001 FAX 0267-68-0006	木材、建材、住宅機器等資材販売を中心に、太陽光発電 ・スマートハウス関連商品の施工販売を行っています。
望月ガス㈱	TEL 0267-53-6111 FAX 0267-53-6008	太陽光発電＋ガス発電(エネファーム・エコウィル)のダブル発電 お風呂暖房 ・ 乾燥 ・ ミストサウナ(ガス温水式)
㈱本久 東北信支店	TEL 026-233-0101 FAX 026-233-0106	杭工事・地盤改良工事・山留工事・地中熱・鋼製建具 屋根工事・アスロック・イソバンド・外断熱工事
㈱ 二見屋	TEL 026-284-3113 FAX 026-284-2007	日本の文化伝統美を造り伝える技術の二見屋
㈱ 信濃公害研究所	TEL 0267-56-2189 FAX 0267-56-1843	シックハウス測定・アスベスト・水質分析・土壌分析など、 目に見えない物を数値として表すサービスを提供しています。
ＹＫＫＡＰ ㈱ ﾋﾞﾙ建材事業部関東統括支店長野支店	TEL 026-267-7700 FAX 026-235-5414	生活空間から都市空間まで、時代に応え、未来を開く　ＹＫＫＡＰ
長野都市ガス㈱東信支店	TEL 0267-68-5252 FAX 0267-68-5214	建築計画の際は環境にやさしいガス器具のご提案やガス本管埋設 状況を具体的に説明いたします。
ＴＯＴＯ ㈱ 佐久営業所	TEL 0267-44-1010 FAX 0267-67-6665	ＴＯＴＯならではの技術を搭載し、節水・節湯・節電などの環境 負荷の少ない商品で、水まわりをトータルに提案しています。
ニチハ(株)長野営業所	TEL 026-225-6171 FAX 026-225-6174	住宅から耐火物件まで幅広い建物に、キレイで30年間メンテナンス フリーの外壁をご提供します。
(株)ケンショウ	TEL 0267-92-4350 FAX 0267-92-4321	住宅建設資材販売等を手掛け、公正と信用を重視し堅実な経営のもと 住生活に関するサービスを通じ豊かな地域社会の実現に貢献します。
(有)Ｅ．Ｃ．Ｏ	TEL 0268-42-0607 FAX 0268-42-0596	主に廃タイヤ再生材・環境に配慮したゴムチップの提案・施工・販売 研究・開発。高齢化社会や働く人の安心の提供・滑りにくい靴の販売
(株)ミツルヤ製作所	TEL 0263-25-8333 FAX 0263-26-8889	木製造作家具製作、リボスボードの家具、デッキ、ルーバー製作。 企画提案、家具図等作成から施工までを業務とする。
(株)中村体育	TEL 0268-75-5585 FAX 0268-75-5595	子どもの知力や体力を培う遊具の製造・販売をしています。 点検保守も行い遊具等の安全を管理します。
(株)化研工業	TEL 0267-66-3600 FAX 0267-66-3606	防水工事全般 外壁診断業務
(株)司硝子	TEL 0267-62-6491 FAX 0267-62-6969	ガラス工事全般

製図	設計年月日	図面名称	縮尺	工事名	図番
		解体工事特記仕様書（１）	1 : NON	解体工事	Ａ－